

(別記5)

牛乳乳製品の輸出コスト低減に向けた技術開発・実証等支援事業

第1 事業概要

本事業は、牛乳乳製品の輸出拡大を推進するため、第3の取組主体の構成員が牛乳乳製品の輸出に際しての課題となっている輸送コストの低減等に資するための取組等を支援するものとする。

第2 事業実施主体

実施要綱別表の事業実施主体の欄の5の生産局長が別に定める者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、牛乳乳製品に関する専門的知識を有し、全国規模での活動を行っていること。
- 2 農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人とのいずれかであること。
- 3 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- 4 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- 5 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合にあっては代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 6 事業実施主体は、GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。）のコミュニティサイト※に登録している者であることを要することとする。

※ <https://www.gfpl.maff.go.jp/>

第3 取組主体

本事業における取組主体は、生産者等、輸出事業者、乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第2項の乳業を行う者をいう。以下同じ。）等からなるコンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの間における、畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者も含む。以下「コン

ソーシウム」という。)であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 生産者等、輸出事業者及び乳業者を必須の構成員として組織されたコンソーシウムであって、別記1のコンソーシアムの設立・運営支援事業を実施するコンソーシウムであること。
- (2) コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシウム規約」という。）を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (3) コンソーシウム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) コンソーシウム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (5) 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとし、全部又は一部の事業を選択の上、実施することとする。

1 輸送コスト低減のための技術開発・実証

事業実施主体は輸出先国・地域での価格競争力向上のため、輸出時の輸送コスト低減に資する技術開発・実証等を取組主体が実施する際に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

2 輸出時の品質低下防止対策

事業実施主体は、取組主体が輸出時に牛乳乳製品を他品目と混載することにより生じ得る品質低下を防止するために行う取組に要する経費について補助するものとする。

3 事業推進会議等の開催

事業実施主体及び取組主体が行う、事業を円滑に推進するための推進会議、研修会等の開催。

第5 補助対象経費

1 補助対象経費及び補助率

第4の事業の補助対象経費等及び補助率は別表1に掲げるとおりとし、別表2に該当するものとする。

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、第4の事業を実施するために直接必要な経費であって、第4の事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。
- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、補助の対象外とする。
- (3) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第6の1に係る事業実施計画に記載した場合のみ補助対象経費となる。
 - ①委託先が決定している場合には、委託先
 - ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

第6 事業実施等の手続

実施要綱第3の生産局長が別に定める事業ごとの具体的な手続等は、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施計画の作成及び承認手続

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。
- (2) 生産局長は、(1)により提出のあった事業実施計画について、内容を確認し、予算の範囲内において承認するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1)及び(2)に準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業内容の追加、中止又は廃止

ウ 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

エ 総事業費の3割を超える増減

オ 国庫補助金の増又は3割を超える減

2 事業実施要領の作成

- (1) 事業実施主体は、実施する事業の趣旨・内容・仕組み、取組主体等の選定、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続、実施状況の報告、事業の評価その他の必要な事項を定めた事業実施要領を作成し、別記様式第2号により、生産局長へ提出

するものとする。また、事業実施要領の変更についても同様とする。

- (2) 生産局長は、(1)により提出のあった事業実施要領について、内容を確認し、承認するものとする。

3 事業の公募

- (1) 事業実施主体は、第4の事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選定委員会を設置し、取組主体を公募により採択するものとする。公募選定委員会は、コンソーシアムが第3の要件に合致するか、提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、事業実施主体は、取組主体を公募するごとに公募選定委員会を開催し、審査を行うものとする。
- (2) 取組主体の選定に当たっては、牛乳乳製品の輸出量が多いコンソーシアムを優先して採択することとする。
- (3) 事業実施主体は、採択された取組主体の事業実施計画を取りまとめ、別記様式第3号により生産局長に提出するものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を生産局長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

第7 事業の着手

- 1 本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。
ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があるため、補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第4号により作成し、生産局長に提出するものとする。
- 2 1のただし書により補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。
この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定までの間に生ずるあらゆる損失について、自らの責めに帰することを了知の上で行うものとする。
- 3 生産局長は、1のただし書による本事業の着手については、事業実施主体に対し事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、第6の1の(1)の事業実施計画において、本事業の成果目標を

定めるものとし、本事業の成果目標は、取組主体に次に掲げる事項のうちいずれかを達成させることとする。

- ① 牛乳乳製品の輸出コストの低減（対初年度比 10%減）
- ② 牛乳乳製品の輸出実績額の増加（対初年度比 30%増）

2 本事業の成果目標は、事業完了年度から 3 年度以内に設定するものとする。

第 9 事業実施結果の評価

実施要綱第 5 に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

- 1 事業実施主体は、第 8 の 2 の目標年度の翌年度において、自ら成果目標の達成状況を評価し、別記様式第 5 号により、目標年度の翌年度の 9 月末までに生産局長に報告するものとする。
- 2 第 10 の指導は、事業実施主体及び取組主体（以下「事業実施主体等」という。）の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、事業実施主体等に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告させるものとする。
- 3 生産局長は、必要に応じ、2 の改善措置による成果目標の達成状況について事業実施主体等に報告を求めることができるものとする。

第 10 調査及び報告

生産局長は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、報告を求め、若しくは指導すること又はこれを活用することができるものとする。

第 11 情報の取扱い

事業実施主体となった団体の職員及び公募選定委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た取組主体の衛生状況等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第 12 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

別表1（第5の1関係）

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 輸送コスト低減のための技術開発・実証	輸出先国・地域での価格競争力向上のため、輸出時の輸送コスト低減に資する技術開発・実証等を取組主体が実施する際に要する経費であり、別表2に該当するもの	定額
2 輸出時の品質低下防止対策	輸出時に牛乳乳製品を他品目と混載することにより生じ得る品質低下を防止するために行う取組に要する経費	定額
3 事業推進会議等の開催	事業を円滑に推進するための推進会議、研修会等の開催に要する経費	定額

注：補助対象の整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。

別表2（第5の1関係）

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>本事業を実施するために直接必要な備品等の購入経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を2社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理に関する契約を交わすこと。
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代や運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な備品等の借上経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に要する経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	

	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試験・実証等に 必要な原材料等の経費	・原材料等は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の経費 ・ 短期間（補助事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体の経費 ・ プロモーション活動に必要な広報資材等の経費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	輸送・保管費	本事業を実施するために直接必要な製品、機材等を海外へ輸送・保管するために必要な経費	
	サンプル検査費	輸出品のサンプル検査を行うために直接必要な経費	
	整備費	本事業を実施するために直接必要な設備の設計・整備・導入・設置等に 必要な経費	・ 機器等を開発するために必要なものに限る。
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、招へい・派遣した専門家等に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、	

		打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務の実施に当たり、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により、本事業において雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿や作業日誌を整備すること。
委託費		補助金の交付の目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、その企業自身を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り委託できるものとする。 ・本事業そのもの、又は本事業の根幹をなす業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要であるものの、それだけでは本事業の成果としては成り立たない通訳、設計、分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

	印紙代	本事業を実施するために 直接必要な委託の契約書に 貼付する印紙の経費	
--	-----	--	--